

○金沢大学先端科学・社会共創推進機構ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー細則
(平成 31 年 1 月 30 日規程第 3013 号)

改正

(趣旨)

第1条 この細則は、金沢大学先端科学・社会共創推進機構規程第4条第3項の規定に基づき、金沢大学先端科学・社会共創推進機構ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー(以下「ラボラトリー」という。)に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 ラボラトリーは、若手研究者等の知的活力を最大限に活用し、ベンチャー・ビジネスの萌芽となるべき独創的な研究開発を推進するとともに、本学と密接な関係を有するベンチャー企業等の支援を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 ラボラトリーは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 独創的な研究開発プロジェクトの推進
- (2) ベンチャ一起業化及び事業化並びに本学と密接な関係を有するベンチャー企業に対する支援
- (3) 国内外の先駆的研究者及び産業界との情報交換及び交流事業
- (4) その他ラボラトリーの目的を達成するために必要な業務

(職員)

第4条 ラボラトリーに、次に掲げる職員を置く。

- (1) ラボラトリー長
 - (2) その他必要な職員
- (ラボラトリー長)

第5条 ラボラトリー長は、金沢大学の教授又は特任教授のうちから、先端科学・社会共創推進機構長が選考し、学長が任命する。

- 2 ラボラトリー長は、ラボラトリーの管理及び運営を総括する。
- 3 ラボラトリー長の任期は、2年とし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(施設委員会)

第6条 ラボラトリーに、ラボラトリーの円滑な運営を図るため金沢大学先端科学・社会共創推進機構施設委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

(使用範囲)

第7条 ラボラトリーの施設及び設備(以下「施設等」という。)は、第3条に定める業務の遂行及びラボラトリー長が特に必要と認めた業務に使用することができるものとし、原則として1プロジェクトに対し1施設等までとする。

(使用資格)

第8条 施設等は、委員会の議を経て使用を承認された次の各号に掲げる者(以下「使用者」という。)が使用することができるものとする。

- (1) 本学の職員
- (2) 本学の大学院生及び研究室配属の学域学生
- (3) 本学の研究生及び研究員並びにこれに準ずる者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者(以下「学外使用者」という。)は、ラボラトリー長の承認を経て使用することができるものとする。

- (1) 本学の役員、教職員又は学生等が行った研究・教育成果の実用化及び社会還元を主要な事業とする未上場法人であって、設立後5年以内のもの
- (2) 本学の役員、教職員、学生又は卒業生等が、出資等によって設立に深く関与した未上場法人であって、設立後5年以内のもの
- (3) その他本学と密接な関係を有する設立後5年以内の未上場法人
- (4) 本学の役員、教職員又は学生等が行った研究・教育成果の実用化及び社会還元を目指す個人又は団体であって、当該目的のために研究資金を確保して1年以内の起業を予定している者
- (5) その他ラボラトリー長が適当と認めた者

3 前項に該当する学外使用者に関し、必要な事項は、別に定める。

(使用の申請及び承認)

第9条 施設等を使用しようとする代表者(以下「使用責任者」という。)は申請時、使用を継続しようとする使用責任者に関しては毎年度、別紙様式1により、ラボラトリー長に施設等の使用又は、使用の継続について申請し、委員会の審査を経て、その承認を得なければならない。

2 ラボラトリー長は、前項の審査結果を使用責任者に通知するものとする。

(使用の承認内容の変更)

第10条 使用責任者は、使用の承認を受けた内容を変更する必要が生じたときは、別紙様式1により、ラボラトリー長に申請し、承認を得なければならない。

(使用期間)

第11条 施設等の使用期間は、原則3年以内とし、最大5年以内とする。ただし、3年を超えて使用する場合は、使用責任者は、3年目に委員会が実施する研究開発プロジェクトの評価審査を経て、その承認を得なければならない。

(報告書及び報告会)

第12条 使用責任者は、毎年度、別紙様式2により、ラボラトリー長に研究開発プロジェクトの成果について報告するとともに、研究成果報告会において研究成果を発表しなければならない。

(評価)

第13条 委員会は、毎年度、前条に定める報告書及び研究成果報告会の報告内容に基づき、その研究成果・進捗状況について評価を行うものとする。

2 ラボラトリー長は、前項の評価において、低い評価の使用責任者に対し、改善勧告を行うことができる。

3 評価に関し、必要な事項は、別に定める。

(使用承認の取消し等)

第14条 ラボラトリー長は、使用責任者あるいは使用者がこの細則に定める事項に違反したと認めるとき、又はラボラトリーの運営に重大な支障があると認められるときは、委員会の議を経て(緊急を要する場合を除く。)、当該使用の承認を取消し、使用を中止又は退去させることができる。

(退去)

第15条 使用責任者は、施設等を退去する場合は、別紙様式3により、ラボラトリー長に届け出なければならない。

(原状回復)

第16条 使用責任者は、当該使用が終了したとき、又は第14条の規定により使用の承認が取り消されたときは、速やかに施設等を原状に回復しなければならない。

(設備管理責任者)

第17条 ラボラトリーの設備の適切な管理を図るため、設備ごとに設備管理責任者を置くものとし、使用責任者の中から、ラボラトリー長が委嘱する。

(損害賠償)

第18条 使用者は、その責に帰すべき事由により、施設等を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、損害賠償は、使用責任者の責任において行うものとする。

(使用者負担金)

第19条 使用責任者は、施設等の使用に係る費用及び施設等において使用した光熱水料(以下「使用者負担金」という。)を負担しなければならない。

2 前項に規定する施設等の使用に係る費用は、1平方メートル当たりの基準使用料(以下「使用料単価」という。)の額に、使用する施設等の面積を乗じて算定した額とし、月額によるものとする。ただし、1ヶ月に満たない月がある場合の費用は、1ヶ月分の額とする。

- 3 学内共同利用設備の指定を受けた設備を有する施設等の使用に係る費用は、使用料単価の額に、当該施設等から委員会が定める設備エリアを除いた面積を乗じて算定した額とする。
- 4 施設等を共用して使用する場合に係る費用は、前2項で算定した額を共用するプロジェクト数で按分した額(円未満切り上げ)とする。
- 5 第2項及び第3項に規定する使用料単価は、月額1,000円とする。
- 6 第5項の規定にかかわらず、委員会が特に必要と認めたときは、施設等の使用に係る費用の一部又は全部を免除することができる。
- 7 使用者負担金は、原則、当該年度分を一括払いするものとする。ただし、一括払い後に使用の中止又は退去があった場合は、中止又は退去の日の翌月以降に係る使用者負担金は返納する。

(事務)

第20条 ラボラトリーの事務は、関係部局事務部の協力を得て、研究・社会共創推進部及び理工系事務部において処理する。

(雑則)

第21条 この細則に定めるものほか、ラボラトリーに関し必要な事項は、ラボラトリー長が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成31年2月1日から施行する。
- 2 この細則の施行日より前に使用承認を受けているものは、この細則により承認を受けたものとみなす。
- 3 この細則の施行後、第5条第1項に規定する最初のラボラトリー長の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、2020年3月31日までとする。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

別紙様式1

金沢大学先端科学・社会共創推進機構ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー使用申請書【新規・変更・継続】
[別紙参照]

別紙様式 2

金沢大学先端科学・社会共創推進機構ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー研究開発
プロジェクト成果報告書

[別紙参照]

別紙様式 3

金沢大学先端科学・社会共創推進機構ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー退去届及
び使用報告書

[別紙参照]